

平成十八年三月十日受領
答弁第一一四号

内閣衆質一六四第一一四号

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外交行囊等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外交行囊等に関する質問に対する答弁書

一について

外交伝書使とは、一般に、外交使節団の通信のため、自国から自己の身分及び外交封印袋である包みの数を示す公文書の交付を受けて、外交封印袋を輸送する者をいう。

二について

外交行囊^{のう}とは、一般に、外交使節団の通信のため、外部から識別し得る記号が付され、外交上の書類又は公の使用のための物品の輸送に用いられる包みをいう。

三について

御指摘の事例はある。

四について

外務省において、御指摘の事例は確認されていない。

五及び六について

外務省において、御指摘の期間に、外交伝書使が外交行囊を紛失し、又は盗まれた事例は確認されていない。

ない。また、外務省において、御指摘の期間に、外交伝書使によらずに輸送される外交行囊の所在が不明になった事例はあるが、年月に関するお尋ねについては、これらの事例に関する詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。